

= 研修・講習会 =

1. 圧縮天然ガス（CNG）自動車講習会

標記講習会を下記により開催します。

CNG自動車の燃料装置の点検整備を行うためには、一定の条件を備え運輸支局長の行なうCNG自動車に関する講習を修了した方を、点検整備責任者に選任する必要があります、特に**自動車検査員で未受講の場合は、CNG車の完成検査をすることができません。**既にCNG講習を修了されている方は受講する必要はありません。

記

- ◇受付期間 **6月22日（金）まで**
- ◇講習日時 7月11日（水）9：30～17：00
- ◇講習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会
- ◇対象者
 - (1) **整備主任者**
 - (2) **自動車検査員**
 - (3) **整備管理者又は整備管理者に準ずる者**
 - (4) **CNG自動車改造施行責任者又はこの者に選任を予定されている者**
 - (5) **その他受講を希望する者**
- ◇受講料 8,300円（テキスト代含む）

※今年度テキスト金額が現在未定の為、変更する場合もあることをご承知おきください。

※受講希望が少ない場合には、他県への受講案内となる場合もありますのでご了承ください。

※申込み用紙は会報P. 13にあります。

2. 平成30度第1回自動車検査員教習

自動車検査員資格を取得するための教習が、下記により実施されますのでお知らせします。

- ◇受付期間 **5月7日（月）～ 5月18日（金）**
- ◇教習日程 6月中旬～7月初旬（4日間）予定 9:00～17:00
- ◇試問日 平成30年7月10日（火）

◇教習受講資格

「指定自動車整備事業業務取扱要領」第10条に定める者（教習開始日の前日において、**整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技術検定のみに合格した者を除く。）として1年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあっては、6カ月以上）の実務経験を有する者**）であって、次の各号の一に該当する者。

- (1) 指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者
- (2) 指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者
- (3) 上記(1)及び(2)に勤務を予定している者
なお、**直近の整備主任者研修（平成29年10月実施）を受講していること。**
- (4) 自動車検査員再教習受講通知を受けた者

- ◇教習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会

- ◇申請書類
- ①**申請書2枚**（申請書は振興会・指導教育部窓口に用意します。）
振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の会員ページからもダウンロードできます。
 - ②**写真 2枚**（4cm×3cm）申請書に貼付
 - ③**はがき3枚**（申請書の氏名・郵便番号・住所を記入）
 - ④**自動車整備技能者手帳（法令研修の受講を確認します）**
 - ⑤**一級又は二級自動車整備士の合格証書**

◇資料代 20,000円

※資料代は関係法令の改正等により追加・変更する場合があります。

※平成28年度第2回、平成29年度第1回、2回の教習を受講された方で、今回試問のみを受験される方も必ず申請して下さい。

※詳細については、別途お知らせします。

2-2. 自動車検査員教習特別講習会

上記教習にあたり、合格に向けた特別講習会を開催致します。試問合格率アップを目的とした勉強会となりますので、自動車検査員教習の申請者は受講することをお勧めします。

◇受付期間 5月7日（月）～ 5月25日（金）

◇日 程 6月下旬～7月初旬（3日間）予定 9:00～17:00

◇会 場 （一社）山梨県自動車整備振興会

◇申請書類 自動車検査員特別講習受講申込書1部

（検査員教習受講申請時に受講料を添えて併せてお申し込み下さい。）

◇受 講 料 9,300円

各種研修・講習申込方法

申込書は、教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入の上、教育課までお申し込み下さい。

第3号様式

CNG自動車講習受講申込書

平成 年 月 日

関東運輸局山梨運輸支局長 殿

事業者の
氏名又は名称

住所

事業場名	認証番号			指定工場の場合 指定番号	
	名称				
	所在地				
受講者	(ふりがな) 氏名	区分			備考
	生年月日	整備管理者	整備主任者	自動車検査員	
	年月日生				

(日本工業規格A列4番)

- * 区分欄は該当する事項に○と記載し、その他に該当する者はその具体的な内容を備考欄に記入すること。